

## 魚津市地下水の採取に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内全域における地下水の採取について、地下水の水源の保全及び地下水の採取に伴う障害の防止のために、必要な事項を定めることにより、地下水の適正な利用と生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項の可燃性天然ガスの掘採に伴う地下水を除く。以下同じ。）を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が21平方センチメートルを超えるものをいう。
- (2) 地下水の採取に伴う障害 地下水の採取により地盤の沈下、地下水の水位の異常な低下又は塩水の地下水の水源への混入が生じることをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この要綱の目的を達成するために、地下水の利用実態を把握し、地下水に関する調査、観測等の必要な施策を実施するものとする。

### (地下水採取者の責務)

第4条 地下水を採取する者は、市が実施する施策に協力するとともに、自らの責任において地下水の適正な利用を図り、地下水の有限性を認識し、地下水の採取に伴う障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

### (井戸の設置の届出)

第5条 井戸を設置して地下水を採取しようとする者は、当該井戸の設置に係る工事に着手する30日前までに、井戸設置届出書（様式第1号）により、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 井戸の揚水機の吐出口の断面積
- (4) 井戸により採取する地下水の量
- (5) 井戸により採取する地下水の用途
- (6) 井戸のストレーナーの位置
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出には、井戸の設置場所を示す図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(井戸の変更等の届出)

第6条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、氏名等変更届出書(様式第2号)又は井戸の揚水機の吐出口の断面積等変更届出書(様式第3号)により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 井戸の使用を廃止(休止を含む。)したときは、井戸廃止届出書(様式第4号)により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導)

第7条 市長は、届出について必要と認めるときは、井戸の設置者に対し指導を行うことができる。

(細則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に井戸を設置している者は、この告示の施行の日から起算して1年以内に、第5条の規定により速やかに市長に届け出なければならない。



別 紙

井戸の番号				
井戸の揚水機の吐出口の断面積				
井戸により採取する地下水の量 (m <sup>3</sup> /日)				
井戸により採取する地下水の用途				
井戸のストレーナーの位置(地表面下 m)				
井戸の 構 造	側管の口径 (mm)			
	深 度 (m)			
及 び 揚 水 機 の 種 類 の 構 造	種 類			
	型 式			
	揚 水 能 力 (m <sup>3</sup> /分)			
	揚 程 (m)			
	原動機の出 力 (Kw)			
	吐出口の口径 (mm)			
井 戸 の 使 用 方 法	揚 水 状 況 (通常)	使用時期	月 ~ 月	月 ~ 月
		使用口数 (年間)		
		運転時間 (時間/日)		
		揚水量 (m <sup>3</sup> /日)		
	用 途 別 使 用 水 量 (通常 m <sup>3</sup> /日)			
井戸の設置年月日		年 月 日	年 月 日	
井戸の使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	

様式第2号（第6条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

魚津市長 殿

住 所（〒 ー ）

届出者

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

魚津市地下水の採取に関する指導要綱第6条第1項の規定により、氏名等（名称、住所）の変更について、次の通り届け出ます。

変更の内容 氏名又は名称 代表者の氏名 住 所	変更前		
	変更後		
変更年月日	年 月 日	※ 受理年月日	年 月 日
変更の理由		※ 整理番号	

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

様式第3号（第6条関係）

井戸の揚水機の吐出口の断面積等変更届出書

年 月 日

魚津市長 殿

住所（〒 ー ）  
届出者  
氏 名 印

電話番号  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

魚津市地下水の採取に関する指導要綱第6条第1項により、井戸の揚水機の吐出口の断面積等（井戸により採取する地下水の量、井戸により採取する地下水の用途、井戸のストレーナーの位置、井戸の構造、揚水機の種類及び構造、井戸の使用方法）の変更について、次のとおり届け出ます。

井戸の設置の場所	魚津市		
井戸の揚水機の吐出口の断面積	別紙のとおり	※ 受理年月日	年 月 日
井戸より採取する地下水の量			
井戸により採取する地下水の用途			
井戸のストレーナーの位置			
井戸の構造			
揚水機の種類及び構造			
井戸の使用方法			
変更年月日及び変更の理由			
添付書類	地下水利用系統図		
※ 意見			

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 別紙の変更ある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

別 紙

井戸の番号			
井戸の揚水機の吐出口の断面積			
井戸により採取する地下水の量 (m <sup>3</sup> /日)			
井戸により採取する地下水の用途			
井戸のストレーナーの位置(地表面下 m)			
井戸の 構 造	側管の口径 (mm)		
	深 度 (m)		
及 び 揚 水 機 の 種 類 の 構 造	種 類		
	型 式		
	揚 水 能 力 (m <sup>3</sup> /分)		
	揚 程 (m)		
	原動機の出 力 (Kw)		
	吐出口の口径 (mm)		
井 戸 の 使 用 方 法	揚 水 状 況 (通常)	使用時期	月 ~ 月
		使用回数 (年間)	
		運転時間 (時間/日)	
		揚水量 (m <sup>3</sup> /日)	
	用 途 別 使 用 水 量 (通常 m <sup>3</sup> /日)		
井戸の設置年月日		年 月 日	年 月 日
井戸の使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日

様式第4号（第6条関係）

井戸使用廃止届出書

年 月 日

魚津市長 殿

住所（〒 ー ）  
届出者  
氏名 印

電話番号  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

魚津市地下水の採取に関する指導要綱第6条第2項により、井戸の使用の廃止について、次のとおり届け出ます。

井戸の設置の場所	魚津市		
井戸の番号		※ 受理年月日	年 月 日
設置(使用)届出年月日	年 月 日		
使用廃止の年月日	年 月 日	※ 整理番号	
使用廃止の理由			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。